

第1回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 11 番, 16 番 (仮議席 1 番、2 番))

開催期日 令和5年7月20日

第1回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和5年7月20日(木) 午後2時00分

場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥 村 正 行

書 記

栗山町農業委員会事務局 中 川 圭 太

本日の出席委員

1 番 鈴 木 正 志

2 番 田 村 俊 彦

3 番 田 村 賢 治

4 番 西 川 満

5 番 桂 一 照

6 番 柴 田 貴 浩

7 番 土 門 雅 一

8 番 松 田 とも子

9 番 中 島 武 博

10 番 長 尾 卓 也

11 番 川 崎 浩 彦

12 番 木 下 等 嗣

13 番 寺 雅 彦

14 番 吉 田 義 弘

15 番 吉 尾 由美子

16 番 大 櫛 和 矢

17 番 塚 本 政 紀

18 番 鳥 村 正 行

本日の欠席委員 なし

本日の参与員

栗山町農業委員会 事 務 局 長 上 野 政 則

〃 事務局主査 中 川 圭 太

〃 事務局員 山 下 倖 生

〃 事務局員 山 宮 匠 土

本日の議事日程

日程	議案番号	件 名
1		仮議席の指定について
2		仮議長の選出について
3		会議録署名委員の指名
4		会期の決定について
5		会長の互選について
6		会長代理の互選について
7		諸般の報告について
8		委員の議席の決定について
9		部会・小委員会等委員の指名について 1. 農地部会委員 2. 農政部会委員 3. 農地流動化推進委員 4. 現地調査小委員会委員 5. 運営委員会委員 6. 広報委員会委員
10		委員の担当地区について
11	報告第1号	農地のあっせん成立について
12	議案第1号	一般社団法人北海道農業会議普通会员の指名について
13	議案第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について
14	議案第3号	土地の現況証明願いについて
15	議案第4号	農用地利用集積計画（案）について
16	議案第5号	農地のあっせんについて
17	議案第6号	栗山町農業経営基盤強化促進基本構想の見直し（案）について
18		睦会役員の選出について
19		農業団体等報告事項

（事務局長）

全員ご起立願います。「礼」ご着席ください。

第1回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は全員出席でございますので、農業委員会会議規則第10条の規定により、総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

農業委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会は、農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定により、町長が招集することになっておりますので、ここで招集者であります佐々木学町長よりご挨拶を兼ねまして開会宣言をお願いいたします。

(町 長)

先程、各地域、団体から推薦をいただいた 18 名の皆さまに委嘱状の交付をいたしました。そして今回は初となる 2 名の女性委員が誕生されました。委員の皆さまにはこれからの任期の 3 年間よろしくお願い申し上げます。さて、皆さまご承知のとおり現在ロシアのウクライナ侵攻に伴います、肥料等の高騰など本町の基幹産業であります農業を取り巻く情勢は非常に厳しい状況となっております。それに加えて、人口減少や少子高齢化の影響を受けまして担い手不足の問題など様々な課題が山積しております。農業委員の皆さまには農地利用の最適化を図るという使命を通じまして本町農業の振興、発展等、農業者の地位向上などさらにご尽力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。最後になりますが、農業委員皆さまの今後ますますのご発展とご活躍を心から御祈願申し上げまして簡単ではありますが一言ご挨拶とさせていただきます。本日は大変長丁場となりますけどもどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただ今より第 1 回栗山町農業委員会総会を開会いたします。

最初に議事日程について、事務局長からの説明を求めます。

(事務局長)

これから議事に入るわけですが、本日の議事日程等についてご説明いたします。

まず、現在お座りの場所ですが、議席番号 1 から 16 までは個人推薦委員で五十音順でございます。17 番、18 番は団体推薦委員の順でお座りいただいております。

日程 2 の仮議長を選出まで町長に進行役をお願いしたいと思います。

日程 3 から 6 までは仮議長に、この中で日程 5 会長の互選、日程 6 会長代理の互選については、一括提案でお願いしたいと思います。

日程 7 以降については、栗山町農業委員会会議規則第 6 条の規定により新会長が議長となります。それでは、町長よろしくお願い申し上げます。

(町 長)

それでは、仮議長さんが決まるまで私が進行を努めさせていただきます。

日程 1 「仮議席の指定について」でございますが、先程、事務局長から説明がありましたように、只今お座りの場所を仮議席ということでよろしいでしょうか。

—異議なしの声—

(町 長)

異議なしということですので、そのように決定いたします。

続いて日程2「仮議長の選出について」ですが、どのような方法で選出したらよろしいでしょうか。

ご意見がないようですが、選出についての特別の規定はございませんが、北海道農業会議からの指導では年長者が仮議長になるようですが、それでよろしいでしょうか。

—異議なしの声—

(町 長)

異議なしということですので、そのように決定いたします。

では、委員の年長者は桂 一照委員になりますので、ここで桂委員に仮議長をお願いします。

(桂仮議長)

農業会議の指導をはじめ、自治体の委員会等においても年長者がなっているようであります。栗山は農業委員会をはじめ、若い議員・委員さんが活躍している町です。私も頑張っていきますので、地域のため栗山のために、3年間よろしく願いいたします。

ここで町長は公務の為、退席しますのでよろしくお願いします。

日程3「会議録署名委員の指名について」ですが、農業委員会会議規則第16条の規定によれば、本来は会長が指名することになっておりますが、会長がまだ互選されておられませんので、私から指名してよろしいでしょうか。

—異議なしの声—

(桂仮議長)

異議なしということでございますので、本日の議事録署名委員には 仮議席1番 大櫛委員、仮議席2番 川崎委員を指名いたします。

日程4「会期の決定について」は、本日1日でよろしいでしょうか。

—異議なしの声—

(桂仮議長)

異議なしということでございますので、本日１日と決定いたします。

日程５「会長の互選について」、日程６「会長代理の互選について」は、先程、事務局長の説明で一括提案ということでしたが、一括提案でよろしいでしょうか。

—異議なしの声—

(桂仮議長)

異議なしということですので、日程５「会長の互選について」、日程６「会長代理の互選について」一括提案といたします。どのような方法で互選したらよろしいでしょうか。

(長尾委員)

従来の方は、選考委員会を設けて別室において協議いただき、選考委員については、北部・中部・南部から２名ずつ、団体推薦委員から１名の計７名となっておりますので、従来通りでよろしいかと考えます。

(桂仮議長)

他にご意見がなければ、従来通り７名の選考委員により、別室で協議していただくこととしてよろしいでしょうか。

—異議なしの声—

(桂仮議長)

それでは、休憩の中で北部・中部・南部・推薦委員ごとに集まっていただき、北・中・南については２名ずつ、団体推薦委員からは１名の選考委員を選出して下さい。

休憩いたします。

————— 休 憩 —————

(桂仮議長)

再開いたします。

選考委員が決まりましたので、事務局長から報告願います。

(事務局長)

報告します。

北部 寺委員、吉田委員 中部 田村俊彦委員、中島委員
南部 長尾委員、鈴木委員 推薦委員 吉尾委員 以上7名でございます。

(桂仮議長)

只今、事務局長から報告のとおり決定いたしました。

7名の選考委員の方には、別室でまず選考委員長を決めていただき、会長と会長代理を選考して、その結果を報告願います。

それでは、別室で協議の間、休憩いたします。

————— 休 憩 —————

(桂仮議長)

選考委員の方が戻られましたので、再開いたします。

それでは、選考委員長から選考結果について報告願います。

(田村俊彦委員)

別室で協議の結果、まず選考委員長に私、田村俊彦が選ばれましたので私から報告いたします。会長に 鳥村 委員、会長代理に 塚本 委員を選考いたしましたので報告いたします。

(桂仮議長)

只今、田村俊彦選考委員長から報告がありました通り、日程5「会長の互選について」は鳥村委員、日程6「会長代理の互選について」は 塚本委員に決定してよろしいでしょうか。

—異議なしの声—

(桂仮議長)

選考委員長報告の通り、会長に 鳥村委員、会長代理に 塚本委員に決定いたしました。

ここで、只今互選されました 鳥村 会長、塚本 会長代理からそれぞれ就任のごあいさつを自席でいただきたいと思います。

(鳥村会長)

只今の役員選考委員会において、委員皆様の互選により、吉田会長の後を引き継ぎ会長の要職を担うことになり、身の引き締まる思いを強くしております。委員各位のご協力をいただきながら、公平、適正な農業委員会運営に努めてまいる所存でございます。

農業委員会の業務の重点が、農地利用の最適化の推進であることが明確化され、また、農業を取り巻く情勢は厳しく、目まぐるしく変動しております。これら役割を果たすため、委員一同が自らの資質向上に努めるとともに協力し合い、農地の確保と有効利用、遊休農地の発生防止、農地の利用状況調査、担い手への利用集積など諸課題に取り組んでまいりたいと考えております。皆様方の特段なるご支援とご協力を重ねてお願い申し上げ、会長就任のごあいさつといたします。

(塚本会長代理)

只今の役員選考委員会において私が栗山町農業委員会会長職務代理者に指名され、大変、光栄に存じますとともに、その責任の重大さに身が引き締まる思いを強くしております。皆様のご指導、ご鞭撻がなければ職を全うすることができませんので、改めましてよろしくお願い申し上げます。

さて、農業・農村を取り巻く情勢は、先を見通していくことが相当厳しい状況下にあります。でもこのまま手をこまねているわけにはいきません。農地の流動化対策、担い手育成など山積する私たち農業委員会の果たすべき役割を改めて確認し、鳥村会長をはじめ委員の皆様のご助言をいただきながら職責を果たして行きたいと考えています。以上、はなはだ簡単で意を尽くせませんが、代理就任のごあいさつと致します。

(桂仮議長)

以上、日程6まで終了いたしました。何かと不十分な議事進行ではございましたが、皆さまのご協力により鳥村会長、並びに塚本会長代理を選考することができました。あらためて委員の皆さまにお礼を申し上げます。以後は鳥村会長に議長を交代しますので、よろしくお願い申し上げます。(議長交代)

(議長)

それでは議長を交代いたしましたので、よろしくお願いいたします。それでは、早速議事を進めさせていただきます。続きまして日程7「諸般の報告について」を事務局長からお願いします。

(事務局長)

会務報告のページをご覧ください。7月5日に香川県さぬき地区農業委員連合会が視察により来町され、吉田前会長が出席しております。7月13日に現地調査を、長尾委員、塚本委員、鳥村委員で実施しております。以上です。

(議長)

会務報告について何かございませんか。なければ次に進みます。

日程 8「委員の議席の決定について」を議題に供します。事務局長からの説明を求めます。

(事務局長)

日程 8「委員の議席の決定について」をご説明いたします。

栗山町農業委員会会議規則第 5 条の規定により、「委員の議席は、委員の任期満了による任命の後最初の会議においてくじでこれを定める。」とされております。なお、会長は 18 番、会長代理は 17 番とあらかじめ決められておりますので、残る 1 番から 16 番までを決めることになります。最初に本議席を決めるくじを引く順番を決め、その後本議席を決めることとなっております。

(議 長)

それでは抽選を行います。

(議 長)

只今のくじ引きの結果、議席番号が決定しましたので事務局長より報告いたします。

(事務局長)

議席番号 1 番	鈴木委員	9 番	中島委員
2 番	田村俊彦委員	10 番	長尾委員
3 番	田村賢治委員	11 番	川崎委員
4 番	西川委員	12 番	木下委員
5 番	桂 委員	13 番	寺 委員
6 番	柴田委員	14 番	吉田委員
7 番	土門委員	15 番	吉尾委員
8 番	松田委員	16 番	大櫛委員

それでは、只今それぞれの議席が決定いたしましたので、恐れいりますがそれぞれの議席の方へお移り願います。

(議長)

日程 9「部会・小委員会等委員の指名について」を議題に供します。事務局長からの説明を求めます。

(事務局長)

日程 9 の内、「1. 農地部会委員」、「2. 農政部会委員」の構成等については、栗山町農業委員会部会設置要綱第 3 条及び第 4 条の規定により、会長・会長代理を定数外とし、農地部会 7 名、農政部会 9 名で、

部員は会長が委員会に諮って指名することになっており、部会に部会長及び副部会長を置くとされ、部会長及び副部会長は部会の互選によるものとなっております。

(議 長)

只今、局長から「1. 農地部会委員」、「2. 農政部会委員」の構成等について説明がありましたが、農地部会7名、農政部会9名の割り振りについて、どのようにして決定したらよろしいかお諮りいたします。

従来は会長、会長代理、事務局に一任でしたが、これでよろしいでしょうか？

—異議なしの声—

それでは、部会委員の構成結果を局長から報告願います。

(事務局長)

報告いたします。

農地部会 ～ 桂委員、吉田委員、寺委員、田村賢治委員、柴田委員、長尾委員
土門委員 以上7名

農政部会 ～ 木下委員、松田委員、吉尾委員、中島委員、西川委員、田村俊彦委員
川崎委員、鈴木委員、大櫛委員 以上9名

(議 長)

部会部員につきましては、只今の局長報告のとおり決定いたします。

続きまして、農地・農政部会の部会長及び副部会長を互選していただくわけですが、併せて、全委員が北部・中部・南部に分かれそれぞれの地域毎に「3. 農地流動化推進委員」の委員長及び副委員長の選出についてもご協議願いたいと思います。

それでは、一旦休憩いたします。

————— 休 憩 —————

(議 長)

再開いたします。

結果を局長から報告願います。

(事務局長)

報告いたします。農地部会部会長 長尾委員、同副部会長 田村賢治委員

農政部会部会長 田村俊彦委員、同副部会長 中島委員でございます。

続きまして、農地流動化推進委員会でございますが、

北部地区委員長 寺委員、同副委員長 吉田委員

中部地区委員長 田村俊彦委員、同副委員長 中島委員

南部地区委員長 長尾委員、同副委員長 土門委員でございます。

(議 長)

只今の局長報告の通り決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声—

(議 長)

それでは、そのように決定いたしました。

続きまして、「4. 現地調査小委員会委員」についてですが、5 班に分かれておりますので、委員長及び班編成について局長から発表させてよろしいでしょうか。

—異議なしの声—

(議 長)

それでは局長から報告させます。

(事務局長)

会長・会長代理を除く、現地調査小委員会委員の班編成について報告いたします。

現地調査小委員会委員長 桂委員

1 班 桂委員 松田委員 田村賢治委員 土門委員

2 班 寺委員 柴田委員 鈴木委員

3 班 田村俊彦委員 吉田委員 大櫛委員

4 班 川崎委員 西川委員 吉尾委員

5 班 長尾委員 木下委員 中島委員

(議 長)

只今の局長報告の通り決定いたします。

続きまして、「5. 運営委員会委員」6 名の選出について、どのように決定したらよろしいでしょうか。

従来は会長、会長代理、事務局長に一任しておりましたが、それでよろしいでしょうか。

—異議なしの声—

それでは、運営委員の構成結果を局長から報告願います。

(事務局長)

報告いたします。

運営委員長 川崎委員 同副委員長 寺委員

委 員 田村俊彦委員、長尾委員、中島委員、田村賢治委員 以上です。

(議 長)

それでは、只今局長報告のとおり決定いたします。

続きまして、「6. 広報委員会委員」5名の選出について、どのように決定したらよろしいでしょうか。

従来は委員長に会長代理、委員は会長、会長代理、事務局長に一任となっておりますが、そのように決定してよろしいでしょうか。

—異議なしの声—

それでは、広報委員会委員の構成結果を局長から報告願います。

(事務局長)

報告いたします。

広報委員会委員長 塚本代理 同副委員長 木下委員

委員には 松田委員、吉尾委員、柴田委員 以上です。

(議 長)

それでは、只今局長報告のとおり決定いたします。

以上で日程9を終了いたします。

ここで暫時休憩いたしますが、休憩中に運営委員会及び農政部会を開催し、運営委員会には日程10「委員の担当地区について」を、農政部会には本年の「作況調査について」を協議いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声—

それでは暫時休憩いたします。再開は14時50分といたします。

————— 休 憩 —————

(議 長)

再開いたします。

日程 10 「委員の担当地区について」を議題に供します。運営委員長より協議結果の報告を求めます。

(川崎運営委員長)

報告いたします。

鈴木委員 円山・東山・滝下、田村俊彦委員 旭台・共和、田村賢治委員 大井分・角田・阿野呂、西川委員 杵臼、桂委員 全地区、柴田委員 桜山、土門委員 南角田・東山・滝下、中島委員 共和・三日月、長尾委員 南学田・日出、川崎委員 継立・日出、木下委員 富士・栗山農事・桜丘、寺委員 湯地・森、吉田委員 中里・森、大櫛委員 御園・日出、塚本代理 北学田・鳩山、鳥村会長 緑丘・雨煙別・鳩山

なお、新しい委員の方におかれましても、担当地区に隣接する地区の委員と相談等しながら進めていただきたいと思います。

(議 長)

委員の担当地区については、運営委員長報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

—異議なしの声—

それでは、そのように決定いたします。

日程 11 報告第 1 号「農地のあっせん成立について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第 1 号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は 2 件でございます。

番号 1 申出者 ○○郡○○町○○306 番地 ○○○○ 相手方 ○○郡○○町○○180 番地の 4 ○○○○ 対象農地所在 ○○920 番地 2 地目につきましては 公簿現況ともに田、面積 193 m² 1 筆でございます。成立年月日 令和 5 年 7 月 7 日、売買価格 10 a あたり、田○○○○○○円、面積を乗じまして対価○○○○○○円となっております。あっせん委員は、吉田委員・田村賢治委員でございます。

番号 2 申出者 ○○市○○1 丁目 6 番 4 号 ○○○○ 相手方 栗山町字○○○590 番地 ○○○○。対象農地所在 ○○○443 番地 1、地目につきましては公簿現況ともに田、面積 5,770 m² 外 8 筆。内訳につきましては、田 7 筆 47,073 m²、畑 1 筆 14,002 m²、雑種地 1 筆 295 m²、合計 9 筆 61,370 m² でございます。成立年月日、令和 5 年 7 月 4 日、売買価格 10 a あたり田○○○○○○円、畑○○○○○○

円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして対価〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鳥村委員・塚本委員でございます。以上です。

（議 長）

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。（質疑なしの声）

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程 12 議案第 1 号「一般社団法人北海道農業会議普通会員の指名について」を議題に供します。局長の説明を求めます。

（事務局長）

一般社団法人北海道農業会議定款第 6 条の規定では、北海道農業会議は会員をもって構成し、会員は農業会議の地区内の市町村におかれる農業委員会の会長又は当該農業委員会で指名した 1 名とされています。以上でございます。

（議 長）

只今、局長から説明がありましたが、農業会議普通会員の指名について、ご意見を伺いたいと思いますが。

—会長という声—

（議 長）

只今、会長というご意見がございましたが、そのようなことでよろしいでしょうか。

それでは、そのように決定させていただきます。

日程 13 議案第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

（事務局）

議案第 2 号 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ（合意による解約）について農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は 2 件でございます。

番号 1 所在 ○○727 番地 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積 739 m² 1 筆でございます。利用状況は普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日は平成 30 年 7 月 31 日、契約期間は平成 30 年 7 月 31 日から令和 9 年 11 月 30 日となっております。解約通知日は令和 5 年 7 月 3 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字○○733 番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○40 番地 有限会社○○○○ 代表取締役○○○○でございます。

番号 2 所在 ○○804 番地 1 地目につきましては、公簿・現況ともに田、面積 2,116 m² 外 2 筆。全筆田でございまして 3 筆合計 4,924.65 m² でございます。利用状況は水田、契約内容 賃貸借、契約年月日は令和 3 年 11 月 30 日、契約期間は令和 3 年 11 月 30 日から令和 9 年 11 月 30 日となっております。解約通知日は令和 5 年 7 月 7 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字○○238 番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○40 番地 有限会社○○○○ 代表取締役○○○○でございます。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは議案第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 2 号については原案どおり決定といたします。

日程 14 議案第 3 号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 3 号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は、1 件でございます。

番号 1 所在 ○○2 丁目 103 番地 1 公簿地目 畑、現況地目 農地外、面積 289 m² 外 7 筆でございます。利用状況 雑種地、所有者及び願出人氏名 ○○市○○区○○4 丁目北 3 番 23-402 号 ○○○○ 外 1 名。摘要といたしまして地目変更登記用となっております。以上です。

(議長)

はい。この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(10 番 長尾)

令和 5 年 6 月 29 日 第 36 回農業委員会総会後に提出のあった現況証明の願い出に基づき、令和 5 年 7 月 13 日に、塚本委員、鳥村委員、上野事務局長、山下主事、同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。現況証明願いにつきまして、申請どおりの現況であることを、現地調査を行い、確認してきております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議 長)

はい。事務局、現地調査班長より報告がありましたが、何か質問、意見はございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 3 号「土地の現況証明願いについて」、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— 議案第 3 号については原案どおり決定といたします。

日程 15 番 議案第 4 号「農用地利用集積計画（案）について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は、所有権移転 10 件でございます。

整理番号 5 所 31-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇898 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 7 月 7 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇804 番地 3 現況地目 田、面積 2,484 m²外 7 筆。全筆田でございまして、8 筆合計 66,006 m²でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期は令和 5 年 7 月 21 日、土地の引渡時期 令和 5 年 7 月 21 日、対価につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、令和 6 年 1 月 31 日までに公益財団法人〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、世帯員は男 3 人、女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 32-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇343 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 7 月 7 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇102 番地 18 現況地目 畑、面積 5,405 m²外 9 筆。内訳につきましては、田 6 筆 29,528 m²、畑 4 筆 7,284 m²、合計 10 筆 36,812 m²でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期は令和 5 年 7 月 21 日、土地の引渡時期 令和 5 年 7 月 21 日、対価につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、令和 5 年 12 月 14 日までに公益財団法人〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、玉葱、世帯員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 33-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇166 番地 199 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 7 月 7 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇168 番地 16 現況地目 田、面積 14,936 m²外 6 筆。内訳につきましては、田 4 筆 31,996 m²、雑種地 1 筆 115 m²、用悪水路 2 筆 792 m²、合計 7 筆 32,903 m²でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期は令和 5 年 7 月 21 日、土地の引渡時期 令和 5 年 7 月 21 日、対価につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇〇円、用悪水路〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、令和 6 年 1 月 31 日までに公益財団法人〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦、玉葱、世帯員は男 1 人、女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 34-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇306 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 7 月 7 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇103 番地 1 現況地目 畑、面積 12,298 m²外 13 筆。内訳につきましては、田 11 筆 62,309 m²、畑 3 筆 15,367、合計 14 筆 77,676 m²でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期は令和 5 年 7 月 21 日、土地の引渡時期 令和 5 年 7 月 21 日、対価につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、令和 5 年 9 月 12 日ま

でに公益財団法人〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、構成員は男3人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5所35-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇6番地1 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和5年7月7日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇256番地2 現況地目 田、面積13,361㎡外34筆。全筆田でございまして35筆合計127,832㎡でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期は令和5年7月21日、土地の引渡時期 令和5年7月21日、対価につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、令和6年1月31日までに公益財団法人〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物はイチゴ、かぼちゃ、世帯員は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5所36-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇郡〇〇町〇〇306番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年7月11日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇920番地1 現況地目 田、面積8,763㎡1筆でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期は令和5年7月21日、土地の引渡時期 令和5年7月21日、対価につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、令和5年9月14日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。

整理番号5所37-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇441番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年7月11日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇443番地 現況地目 田、面積3,131㎡外1筆。全筆田でございまして2筆合計12,340㎡でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期は令和5年7月21日、土地の引渡時期 令和5年7月21日、対価につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、令和5年9月14日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。

整理番号 5 所 38-1 所有権の移転を受ける者 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人
○○○○ 理事長○○○○、所有権を移転する者 栗山町字○○383 番地 ○○○○、申出年月日は令和
5 年 7 月 11 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 ○○380 番地 1 現況地目
田、面積 16,582 ㎡外 2 筆。内訳につきましては、田 2 筆 55,020 ㎡、畑 1 筆 1,491 ㎡、合計 3 筆 56,511
㎡でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有
権移転の時期は令和 5 年 7 月 21 日、土地の引渡時期 令和 5 年 7 月 21 日、対価につきましては、10a
あたり田○○○○○○円、畑○○○○○○円、それぞれ面積を乗じまして合計○○○○○○円。対価の
支払方法は、令和 5 年 9 月 14 日までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。

整理番号 5 所 39-1 所有権の移転を受ける者 ○○郡○○町○○180 番地の 4 ○○○○、所有権を
移転する者 ○○郡○○町○○306 番地 ○○○○、申出年月日は令和 5 年 7 月 7 日でございます。所
有権を移転する土地につきまして、所在 ○○920 番地 2 現況地目 田、面積 193 ㎡ 1 筆ございま
す。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期は令和 5 年
7 月 21 日、土地の引渡時期 令和 5 年 7 月 21 日、対価につきましては、10a あたり田○○○○○○円、
面積を乗じまして合計○○○○○○円。対価の支払方法は、令和 6 年 1 月 31 日までに○○○○指定の
金融機関口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物
は水稻、小麦、世帯員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業
経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 5 所 40-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字○○590 番地 ○○○○、所有権を移転する
者 ○○市○○1 丁目 6 番 4 号 ○○○○、申出年月日は令和 5 年 7 月 4 日でございます。所有権を移
転する土地につきまして、所在 ○○443 番地 1 現況地目 田、面積 5,770 ㎡外 8 筆。内訳についま
しては、田 7 筆 47,073 ㎡、畑 1 筆 14,002 ㎡、雑種地 1 筆 295 ㎡、合計 9 筆 61,370 ㎡でございます。
移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期は令
和 5 年 7 月 21 日、土地の引渡時期 令和 5 年 7 月 21 日、対価につきましては、10a あたり田○○○○
○○円、畑○○○○○○円、雑種地○○○○○○円、それぞれ面積を乗じまして合計○○○○○○円。
対価の支払方法は、令和 6 年 1 月 31 日までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなってお
ります。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、種子馬鈴薯、世帯員は男
3 人、女 6 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条
第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

(議 長)

はい。只今、事務局より所有権移転 10 件の説明がありましたので、整理番号順に審議したいと思います。

整理番号 5 所 31-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 31-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 31-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 32-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 32-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 32-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 33-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 33-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 33-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 34-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 34-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 34-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 35-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 35-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 35-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 36-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 36-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 36-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 37-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 37-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 37-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 38-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 38-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 38-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 39-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 39-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 39-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 5 所 40-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 5 所 40-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 5 所 40-1 は原案どおり決定いたします。

日程 16 議案第 5 号「農地のあっせんについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第 5 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は 1 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 栗山町字〇〇〇238 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 5 年 7 月 7 日 申出地所在 〇〇804 番地 1 地目は公簿現況ともに田、面積 2,116 m²外 2 筆。全筆田でございまして 3 筆合計 4,924.65 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17 番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、申出地について今後耕作する予定がないという事からあっせんの申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇、第2候補に 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村賢治委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、塚本委員、田村賢治委員よろしくお願いします。

日程 18 議案第6号「栗山町農業経営基盤強化促進基本構想の見直し(案)について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第6号 栗山町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて、農業経営基盤強化促進法第6条に基づく農業経営基盤強化促進基本構想の見直し案について、同法施行規則第2条に基づき栗山町長から意見を求められたので付議する。

見直し内容については、町産業振興課より説明いたします。

(産業振興課)

主な改正内容をダイジェスト版、新旧対照表で説明。

(議長)

はい。事務局並びに町産業振興課より説明が終わりましたので審議したいと思います。

議案第6号について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

議案第 6 号について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって議案第 6 号は原案どおり決定いたします。

(議 長)

日程 18「陸会役員の選出について」を議題に供します。局長より説明願います。

(事務局長)

会員相互の親睦を図ることを目的に、そのお世話をさせていただく役員として、会長 1 名、副会長 2 名を選出していただきたいと思います。なお、会計は事務局長があたることになっております。

(議 長)

只今、局長から説明がありましたが、どのように決定したらよろしいでしょうか。

従来は会長、会長代理、事務局長に一任しておりましたが、それでよろしいでしょうか。

—異議なしの声—

(議 長)

それでは、陸会役員の構成結果を局長から報告願います。

(事務局長)

報告いたします。

会長 鈴木委員、副会長 吉田委員、西川委員 以上です。

(議 長)

陸会役員については、只今局長報告のとおり決定いたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終了でございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議 長)

次期総会の日程は 8 月 27 日の木曜日 午後 7 時 00 分から、現地調査につきましては 8 月 20 日の木曜日 午前 9 時 30 分から 第 1 班 桂委員、松田委員、田村賢治委員、土門委員にお願いします。

(事務局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午後 4 時 20 分終了)